

○御杖村再エネの最大導入のための計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 本村における脱炭素社会の実現に向けて、行政、関係団体、事業者等の連携により、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定するため、御杖村再エネの最大導入のための計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関する事項
- (2) その他実行計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表
- (3) 村内事業者の代表
- (4) その他村長が必要と認める者

2 委員の定数は、10名以内とする。ただし、村長が定数を超えて委嘱することが必要と認めた場合は、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から村長が定める日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱の後最初に行われる会議は、村長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(報酬等)

第 8 条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和 34 年御杖村条例第 120 号）で定めるところにより支給するものとする。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。